

お知らせ

市県民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

公的年金に係る市県民税の納付については、個人が年4回の期別で金融機関等に納めていただく普通徴収となっていました。平成21年10月からは、年金支給時に市県民税を差し引かせていただく、特別徴収制度が開始されます。この制度は、納税の方法が変わるだけであり、新たな税負担が生じるものではありません。また、手続きも必要ありません。

対象となる方

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る市県民税の納税義務がある方
 ▼特別徴収の対象とならない方
 ・当該年度の老齢基礎年金等の額が18万円未満である方
 ・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える方

特別徴収の方法

○新たに特別徴収の対象となる年度の場合
 ※平成21年度は、全てこの方法となります

普通徴収		特別徴収 (公的年金から引き落とし)		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

○前年度に引き続き特別徴収の対象となる年度の場合

特別徴収 (公的年金から引き落とし)					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3	10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3	10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3

対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得に対する所得割額及び均等割額
 ▼公的年金等に係る所得以外の所得がある場合
 ・給与等他の所得に係る所得割額は、年金から特別徴収されません
 ・給与所得がある方については、均等割額は年金から特別徴収されません。

対象となる年金

老齢基礎年金等(老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等)
 ※老齢または退職を支給事由とする年金給付

・厚生年金、共済年金、企業年金などいわゆる2階・3階部分の年金からは特別徴収されません。
 ・対象となる年金が複数ある場合、介護保険料が特別徴収されている年金と同じ年金から市県民税も特別徴収されます。

・障害年金、遺族年金からは特別徴収されません。

実施時期
 平成21年10月支給分の年金から実施します。

◆問い合わせ先
 税務課 市民税係
 (☎内線164・165)

現況届の提出をお忘れなく！

～対象の方へ6月上旬に現況届を送付します～

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

現況届を提出しないと6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

■現況届に必要なもの

- ・印鑑
- ・受給者の健康保険被保険者証のコピー(国民健康保険加入の方は必要ありません)

※平成21年1月1日に本宮市内に住所がなかった方は、受給者の前住所地の「平成21年度児童手当用所得証明書」も必要です。

・その他、必要に応じて提出する書類があります。



6月は「児童手当現況届」の提出月間です

児童手当とは、小学校6年生までの児童(12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と児童の健全な育成に役立てることを目的とした制度です。

■支給額

児童の年齢及び出生順位		支給月額
3歳の誕生月分まで	出生順位にかかわらず	10,000円
3歳の誕生月の翌月分から	第1子・第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円

■支払時期

支給日	支給対象月	備考
6月7日	2・3・4・5月分	支給日が金融機関休業日に当たる場合は、その日前の営業日になります。
10月7日	6・7・8・9月分	
2月7日	10・11・12・1月分	

■所得制限限度額

手当の支給には所得制限があり、受給者の所得が一定額以上の場合には、手当は支給されません。

1月から5月分までの手当については、前々年の所得、6月から12月分までの手当については、前年の所得が対象となります。

また、所得には一定の控除があり、所得制限限度額は年によって変更される場合がありますので、詳しくは市役所の窓口へお問い合わせください。

◆問い合わせ先

本宮市役所 子ども福祉課 ☎33-1111 (内線107)
 白沢総合支所 市民福祉課 ☎44-2111 (内線520)

体育施設

名称変更のお知らせ

本宮第一中学校の体育館の老朽化に伴い、本宮字舞台地内の本宮体育館が「本宮第一中学校体育館」となりましたのでお知らせします。
 学校の施設となりましたので、本宮市立学校施設の開放に関する規則に基づいた貸し出しとなり、他の学校と同様の利用の仕方になります。
 なお、アリーナ以外の会議室、軽運動場等については、今までと同様に生涯学習センターでお申込ができます。
 詳細については、本宮第一中学校、または生涯学習センターにお問い合わせください。



▲本宮第一中学校の体育館(旧本宮体育館)

◆問い合わせ先

本宮第一中学校
 (☎33-2249)
 生涯学習センター
 (☎33-2611)

ここから下は広告欄です。 広告掲載を希望される方は、市役所 秘書広報課へお申し込みください。

法テラスをご存知ですか？

法的トラブルでお困りの方、お気軽にお問い合わせ下さい。
 0570-078374 時間 平日 9:00~21:00
 土曜日 9:00~17:00

日本司法支援センター 国道4号 競馬場近く
法テラス福島
 北五老内町7-5 イズム37ビル 4階 TEL050-3383-5540

太陽と地球の元気玉 自然エネルギー有効活用

エコキュート IHクッキングヒーター
 水廻り機器 水栓類全般 各種給湯機器・販売メンテナンス
 住宅・設備リフォーム エコ省エネのご相談 見積 無料



TAKAMATSU
TEL 33-5242 FAX 34-1240
 本宮市上水道・下水道工事指定店
 〒969-1168 本宮市本宮字一ツ屋12-7
 Eメール takamatsu.remo@gmail.com

経済センサス基礎調査にご協力ください

7月1日現在で、経済センサス基礎調査を行います。この調査は事業所および企業の名称・所在地・従業員数等を調べる統計調査です。企業の経営判断に有効な基礎資料を整備することを目的としています。

6月から調査員がお伺いして調査票を配布・回収しますので、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◆問い合わせ先 商工労政課 産業統計係 (内線153)

ここから下は広告欄です。

宿泊料金 大人(中学生以上)	
平日	¥6,700~¥9,000
休日前	¥8,000~¥11,000

(営業時間) …年中無休…
 ・一回入浴 AM 9:00~PM 8:00
 ・休憩 AM 9:00~PM 4:00
 ・宿泊 PM 3:00~翌日 AM10:00
 ※ご宴会15名様以上・料理2,000円以上のご予約で無料送迎いたします。

お湯が微笑む・自然が歌う
アウトホーム おおたま & コテージ
 〒969-1302 福島県安達郡大玉村玉井字前ヶ岳国有林7林班に13小班
 (お申し込み・お問い合わせ)
TEL: 0243-48-2026 FAX: 0243-48-4554